

2020年度

JISA情報サービス業者 賠償責任保険 (サイバーリスク保険)

JISA 情報サービス業者賠償責任保険(サイバーリスク保険)は、情報サービス業者・電気通信事業者が、IT業務の遂行に起因して発生した各種損害を負担することによって被る損害を補償する保険です。

保険期間：2020年7月1日（午後4時）～2021年7月1日（午後4時）

募集期間：2020年5月1日(金)～2020年6月19日(金)

[上記保険期間の途中でご加入される場合]

保険期間：申し込みされた月の翌月1日(午前0時)～2021年7月1日(午後4時)まで

貴社の経営に重大賠償事故に対する

事例1

バックアップデータ不足でシステムをダウンさせてしまい、客先に多大な経済損害を与えたとして損害賠償請求を求められた。

損害額 **1億7,000万円**



事例2



システムを納入した後にシステムの設計ミスが発覚した。客先の業務に長期間支障を与え、その間にかかった余剰人件費、経費増分、損失営業利益等を損害賠償請求された。

損害額 **4,000万円**

事例3

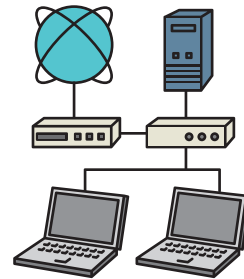
納品したシステムがサイバー攻撃を受けた。セキュリティベンダーに被害状況の把握、原因調査等を依頼した。結果、情報漏えい等は発生していないことが判明した。

損害額(原因調査費等) **1,100万円**



**JISA情報サービス業者
情報サービス業者をとりまく賠償**

なダメージを与える 備えは万全でしょうか？



お支払いの対象となる損害

法律上の損害賠償金

法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。

付随する各種費用

① 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます）



② 協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用



サイバーセキュリティ事故対応費用保険金

セキュリティ事故に対応するために、事故対応期間内に生じた不正アクセス等対応費用、データ等復旧費用、再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償。ただし、その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限りま。

① 不正アクセス等対応費用

- 不正アクセス等またはそのおそれが発見されたことにより、ネットワーク遮断対応を外部委託した場合に支出する費用
- 不正アクセス等のおそれが発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するために支出する費用。ただし、不正アクセス等のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果として不正アクセスが生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限りま。

② 原因・被害範囲調査費用

セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用

③ 相談費用

セキュリティ事故に対応するために直接必要な弁護士費用、コンサルティング費用

④ データ等復旧費用

セキュリティ事故により消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用または不正アクセス等により改ざんされたウェブサイトの復旧費用

⑤ その他事故対応費用

- 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用
 - 通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用
 - 情報の漏えいまたはそのおそれが発生した場合に被害者に対して謝罪のために支出する見舞金、金券等
 - 記名被保険者に対する公的調査に対応するために要した弁護士報酬、通信費等
- ⑤については①～④、⑥⑦の費用を除いた費用となります。

⑥ 再発防止費用

セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用（再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、③の費用を除きます。）

⑦ 訴訟対応費用

この保険の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要な費用

- 増設コピー機のリース費用
 - 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用
 - 意見書・鑑定書の作成費用
- 等

※費用によっては保険会社の同意を得られたものに限る等支払要件があります。詳細は企画書、約款をご覧ください。

賠償責任保険は、
リスクにしっかり対応します！

補償の内容

保険金をお支払する場合（基本補償：賠償部分）

被保険者による IT 業務の遂行に起因して発生した不測の事故（他人の事業の休止・障害、情報漏えいまたはそのおそれ、人格権侵害等）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

追加被保険者特約条項

記名被保険者が行う IT 業務の遂行に起因して事故が発生した場合に限り、記名被保険者がデータセンター事業を運営する上で受け入れる派遣会社および業務委託する請負会社を被保険者として追加します。

管理下財物損壊等担保特約条項

管理下財物（被保険者が IT 業務遂行のために占有または使用する財物等）の損壊、紛失、盗取、詐取について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

保険金をお支払する場合（基本補償：費用部分）

サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約

IT 業務遂行中に発生した不正アクセス等のセキュリティ事故^(※1)に起因して事故対応期間^(※2)内に生じた不正アクセス等対応費用・再発防止費用等や、訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。費用についてお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故を保険期間中に発見した場合^(※3)に限りです。対象となる費用については、2ページの「お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

(※1) 次のものをいいます。ただし、④は、不正アクセス等対応費用についてのみセキュリティ事故に含まれるものとします。

- ① IT ユーザー行為または IT 業務の遂行に起因して発生したいずれかの事由（②を除きます）
ア. 他人の事業の休止または障害 イ. 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損（有体物の損壊を伴わずに発生したものに限りです。） ウ. 人格権侵害 エ. ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによる著作権の侵害 オ. アからエまで以外の不測の事由による他人の損失の発生
- ② 情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ ①または②を引き起こすおそれのある不正アクセス等
- ④ ③のおそれ

(※2) 被保険者がセキュリティ事故を発見した時から、その翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。

(※3) 訴訟対応費用については、保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合に限りです。

(注) 被保険者がセキュリティ事故を発見した場合には、契約者または被保険者は、すみやかにその詳細を引受保険会社に書面で通知しなければなりません。正当な理由がないにもかかわらず、契約者または被保険者が通知を怠った場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

オプション（補償内容の拡大）

引渡後1か月危険担保特約条項

基本補償では保険金のお支払いの対象とならない「ソフトウェア開発またはプログラム作成の業務について、その業務の結果の引渡し後1か月を経過する時まで」、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由による損害」を、補償の対象とする特約です。

不正アクセス等による対人・対物事故担保特約

IT ユーザー行為に起因して不正アクセス等を受けたことにより発生した他人の身体の障害または他人の財物の損壊、紛失もしくは盗取について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。

情報システム復旧費用担保特約

サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項（全件付帯）で補償する「データ等復旧費用」の範囲を拡張し、セキュリティ事故により情報システムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。）が発生した場合に要した代替物の賃借費用、改ざん等の損害を受けたプログラムまたはソフトウェアの修復、再製作または再取得費用等を補償する特約です。

オプション（補償内容の拡大）

求償権不行使特約

請求権代位により保険会社を取得した求償権のうち、被保険者以外の特定の者に対する求償権を行使しない特約です^(※3)。設定できるのは国内所在の①個人情報の管理委託先事業者、②IT業務の下請業者または③IT業務の販売者です。

(※3) これまで業務の補助者に対する求償権を不行使すると規定していましたが、今回の商品改定で本規定が削除されております。引き続き特定の者に対する求償権を不行使したい場合には、この特約を付帯の上、不行使先とする者の範囲をご申告下さい。

オプション（補償内容の縮小）

著作権侵害 不担保特約条項

著作権の侵害に起因する損害を補償対象外とします。

お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

- 保険契約者または被保険者の故意
- 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- 地震、噴火、洪水、津波、高潮
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- 他人の身体の障害
- 特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害を除きます。（著作権侵害不担保特約条項を付帯する場合、著作権の侵害もお支払いの対象となりません。）
- IT業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- 販売分析、販売予測または財務分析の過誤
- 所定の期日までにIT業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 急激かつ不測の事故によるネットワークの損壊または機能停止
- IT業務の追完もしくは再履行または回収等の措置のために要する費用
- IT業務のうちソフトウェア開発またはプログラム作成の業務について、その業務の結果の引渡し（試用後の本引渡しを）取り決めていない場合は、その本引渡しをいいます。以下同様とします。）前に、または引渡し後1か月を経過する時までに、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その損害

※「引渡し後1か月危険担保特約条項」をセットすることにより、一部を補償対象とすることが可能です。詳しくは、企画書等をご覧ください。

等

契約条件・保険料

保険期間

保険期間は2020年7月1日午後4時から2021年7月1日午後4時になります。
上記の保険期間の途中でご加入される場合は、保険期間が申込月の翌月1日午前0時から2021年7月1日午後4時になります。

ご契約条件

支払限度額、免責金額を設定します。下表は標準的な設定例です。

補償	支払限度額	免責金額 (自己負担額)
賠償責任	1 億円 1 請求／保険期間中	100万円
危機管理対応費用	500万円～1 億円 1 事故／保険期間中 ※費用の種類によって個別設定されます。	なし
訴訟対応費用	1,000万円 1 請求／保険期間中	なし

※詳細は企画書等をご覧ください。

保険料に関する事項

保険料は貴社の事業内容、IT業務に関する売上高、認証の取得状況、セキュリティ体制、法務管理体制、過去の事故歴、ご契約条件（支払限度額や免責金額）等によって決定されます。

保険料算出の際は、お見積もり依頼書にて上記事項を申告していただきます。
(具体的な手続き方法は7ページ目をご覧ください。)

申告いただいた内容によっては、下表の保険料メリットがございます。

種 類	要 件	メリット
リスク評価 割引	経済産業省が策定した サイバーセキュリティ 経営ガイドラインの項目	最大30%の割引適用

※保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の確定した売上高に基づいて保険料を算出します。保険期間中の売上高による精算は、原則として行いません。

なお、ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度等の売上高に不足していた場合には、申告いただいた売上高に基づく保険料と実際の売上高に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

保険料例

補償内容は 5 ページの標準設定例で計算した概算保険料です。

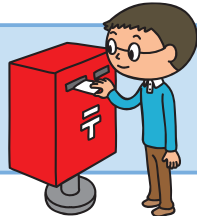
売上高	年間保険料
5 億円	105 万円
10 億円	145 万円
20 億円	212 万円
30 億円	279 万円
40 億円	315 万円
50 億円	351 万円
60 億円	387 万円
70 億円	423 万円
80 億円	459 万円
90 億円	485 万円
100 億円	510 万円
100 億円超	JISA にご確認ください。

ご加入方法

JISA へご連絡ください。
お見積もり依頼書を送付します。



お見積もり依頼書に
必要事項を記載し、返送ください。



お見積書を送付します。
ご加入プランを選択ください。



加入依頼書を送付しますので、
ご捺印いただき、JISA 宛
お振込みいただければ完了です。



■ 本保険に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

【取扱代理店】



Japan Information Technology Services Industry Association

一般社団法人 **情報サービス産業協会**

広報サービス部

東京都千代田区内神田 2-3-4 S-GATE 大手町北6F

TEL. 03-5289-7651 FAX. 03-5289-7653

E-mail : sonpo@jisa.or.jp

【引受保険会社】



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動火災保険株式会社

担当：情報産業部 ICT室

東京都千代田区丸の内 1-2-1

TEL. 03-5223-3585

FAX. 03-3215-5648

このチラシは JISA 情報サービス業者賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は企画書等をご覧ください。
詳細は保険約款によりますが、ご不明の点がございましたら代理店におたずねください。
ご契約に際しては必ず「約款」をご覧ください。